

被爆者援護法想定問答

問1. 被爆者援護法（新法）による給付は、我が国に居住しない者には行われな
いとの由であるが、法の下での平等を規定している国際人権規約に反するのでは
ないか。

答1. 新法は、現在の原爆二法と同様に、結果責任に基づく国家補償としての側
面と社会保障給付制度としての側面とを併せ持った性格の立法であると承知して
いる。そのうち、国家補償としての側面については、国際人権B規約において認
められる権利の平等な保障を規定する同規約第2条1及び法律の前の平等等につ
いて規定する第26条との関係が問題となり得るが、B規約の総則的な規定であ
る第2条1は、同規約上の権利が保障されるのは締約国の領域内にあり、かつ、
その管轄の下にある個人に限られる旨規定していることから、我が国に居住しな
い者については、B規約違反の問題は生じない。

2. また、新法の社会保障給付制度としての側面については、国際人権A規約に
規定する権利の平等な保障を定める同規約第2条2との関係が問題となり得る。
一般論として申し上げれば、右規定は、不合理な差異を設けることを禁ずるもの
であり、合理的な差異を設けることまで排除しているわけではない。本法につい
ては、所管官庁である厚生省から答弁すべきものであると考えるが、我が国に居
住しない者に対し新法による給付を行わないことについて合理的な理由があるの
であれば、A規約第2条2の規定に抵触することにはならないと考える。

（注）同法の属地主義の合理性についての厚生省の見解は、別添1